中小企業デジタル化等支援業務委託 仕様書

1 業務名

中小企業デジタル化等支援業務委託

2 目的

県内の中小企業者を取り巻く環境は、原油価格・物価高騰、人手不足などに加え、経済のグローバル化や個人の価値観の多様化による市場競争の激化など大きく変容している。このような社会的情勢に対応するため、中小企業者のDX推進においては、目指すべき目的の実現に向けて策定した事業計画に基づきデジタル技術を活用することが重要といえる。

そこで、本業務では県内の中小企業者がデジタル化状況を把握し、デジタル化や企業変革の必要性を認識するためのセミナー、経営層等が抱える課題解決に向けて最適な DX推進に関する全体像や本質を理解し、デジタル技術を活用した事業計画の策定へと繋げるためのセミナー及び伴走支援を行うことで生産性・収益性の向上を図る。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

4 業務概要

- (1) 支援対象事業者の募集、選定業務
- (2) セミナーの開催
- (3) 伴走支援
- (4) その他、本業務の遂行に関連する業務

5 業務内容

- (1) 支援対象事業者の募集、選定業務
- ア 支援対象事業者は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に 規定する中小企業者のうち、奈良県内に事業所がある者とする。ただし、社会福祉 法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、 組合等は支援対象事業者に含まれるものとする。
- イ 支援対象事業者の募集においては、(2)②イ及び(3)イに掲げる支援対象事業 者数を獲得できる広報を行う方法とすること。なお、募集方法については、本業務 の開始後に、県と受託者が協議を行い、県の承認を得た上で決定すること。
- ウ 支援対象事業者の選定においては、十分な公平性を確保した上で、支援するに相応 しい成長性、将来性がある支援対象事業者を選定できる方法とすること。なお、選 定方法については、本業務の開始後に、県と受託者が協議を行い、県の承認を得た 上で決定すること。

(2) セミナーの開催

以下のとおり、支援対象事業者を2つに分けて開催すること。

- ① 経営力向上を図りたいが、デジタル技術の活用に関心が低い県内事業者向け
 - ア デジタル技術活用の事例紹介、活用事業者とのトークイベント、デジタル技術の 体験会等、デジタル技術を活用した経営力向上の機運醸成を図ることができる セミナーを1回以上開催すること。開催時間は、2時間以上とする。
 - イ 支援対象事業者に受講料を負担させることはできないものとする。
 - ウセミナーの講義内容、開催方法及び開催時期は、県と協議の上、決定すること。
 - エ セミナー開催における会場や備品の手配及び運営は、受託者において行うこと。

② デジタル技術を活用した経営力向上に関心が高い県内事業者向け

- ア 経営力向上に効果的と考えられるデジタル技術を活用した事業計画の策定手法 を学べるセミナーを5回以上開催すること。開催時間は、各回2時間以上とする。
- イ 支援対象事業者は、10社以上とする。
- ウ グループワーク、講師からの課題(フィードバックを含む)等を通じ、支援対象 事業者が主体的に学ぶことができる内容とすること。
- エ 支援対象事業者が策定した事業計画について発表する機会を設けること。
- オ 支援対象事業者に受講料を負担させることはできないものとする。
- カレミナーの講義内容、開催方法及び開催時期は、県と協議の上、決定すること。
- キ セミナー開催における会場や備品の手配及び運営は、受託者において行うこと。

(3) 伴走支援

- ア デジタル技術を活用して経営力向上を目指す支援対象事業者に、デジタル技術 を活用した事業計画を策定し、実行、効果測定、改善を行う上での指導及びデジ タル技術の導入及び運用に関する伴走支援として、個別面談を5回以上実施す ること。
- イ 支援対象事業者は、5社以上とする。
- ウ 事業終了後も支援事業者が自立して、デジタル技術を活用して経営力向上を図ることができる内容とすること。
- エ 伴走支援終了後、デジタル技術の活用による経営課題の解決に取り組んだ企業 の優良事例について、成果発表会を開催すること。
- オ 支援対象事業者に受講料を負担させることはできないものとする。
- カー伴走支援の内容、実施方法及び実施時期は、県と協議の上、決定すること。
- (4) その他、上記(1)~(3)に係る内容をより効果的に行うために知事が必要と認める業務

- 6 運営体制の整備及び責任者の配置
 - (1) 本業務を円滑に実施できる人員体制を整備すること。
 - (2) 本業務に係る責任者及び県との連絡・調整のための担当者を配置すること。
 - (3) 責任者及び担当者について、本業務に係る委託契約の締結の際、書面にて県に提出すること。

7 再委託の可否

- (1) 受託者は委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務 を効率的に行うため、あらかじめ県と協議の上、必要と認められたときは、主要な 部分を除いて業務の一部を他者に再委託することができる。
- (2)(1)により再委託する場合は、あらかじめ再委託の相手方(相手方の名称、代表者氏名、住所、連絡先)、再委託する業務の内容、再委託を行う理由、再委託の相手方を選定した理由、再委託契約(予定)金額、その他必要と認められる事項について記載した書面を県に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- (3) 再委託の範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、 受託者の責任において解決すること。

8 守秘義務及び個人情報の取扱い

- (1)本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。業務終了後も同様 とする。
- (2)本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 再委託範囲に個人情報の取り扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保しなければならない。

9 著作権の取扱い

著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、県に帰属するものとする。

- (1)成果品に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合は、受託者は、当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行う。
- (2) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。

10 業務完了報告書等の提出

- (1) 委託業務完了後、「業務完了報告書」及び「収支報告書」を作成し、県の検査を受けること。なお、実績報告書には、次の書面を添付すること。
- ア 実施体制、スケジュール
- イ 実施状況

- ウ 支援対象事業者の経営状況に関する課題の分析・所感
- エ 支援対象事業者の感想
- オ 実施効果・評価
- カ その他、知事が必要と認める内容
- (2) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し又は報告を求めることができる。

11 その他

- (1)本業務の実施に当たっては、奈良県会計規則、奈良県個人情報保護条例その他関係 法令・条例を遵守すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、県と十分に協議の上進めること。県との協議において打合せを行う際は、議事録を作成し県の内容確認を得ること。
- (3)本業務は、支援対象者となる企業の成長を目指すだけのものではなく、本県の地域 課題解決や地域の活性化に繋がるものであるという認識を十分に持った上で、公 平性、透明性を確保し業務に当たること。
- (4) 受託者は、本業務の実施に係る経費のうち、本仕様書内で支援対象事業者に負担させることができるとしている費用以外の一切の費用を支援対象事業者に負担させてはならない。なお、費用負担の区分に疑義が生じた場合は、速やかに県と協議すること。
- (5) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、契約や支払い に関する書類を業務完了年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。
- (6)本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、その都度、県と受託者との間で協議のうえ決定すること。
- (7) 別紙1「公契約条例に関する遵守事項」、別紙2「個人情報取扱特記事項」及び別 紙3「情報セキュリティに係る特記事項」を遵守すること。

以上

(別紙1) 公契約条例に関する遵守事項(特定公契約以外用)

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、 本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。)の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者(同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者(同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届 出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者 が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を 周知し、遵守するよう指導すること。

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。 この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報 を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

- 第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても 当該契 約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的 に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用さ れる可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければ ならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録 された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者 にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第 10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第 11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったと きは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

- 第 12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又 は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の 責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。
- 2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の 解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること。

(認定・認証制度の適用)

第 1 個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS 認証又はプライバシーマーク 等の第三者認証等を取得していることを明示すること。

(情報へのアクセス範囲等)

第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること(どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること)。

(再委託先の情報セキュリティ)

第3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること(再委託先が ISO/IEC27001、ISMS 認証又はプライバシーマーク等の第三者認証等を取得していること)を明示すること。

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第4 情報セキュリティ事故又はそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと。

(電子メール利用時の遵守事項)

- 第5 インターネットメール送信時には、特に以下の点に留意すること。
 - ・送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること。
 - ・外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること。
 - 機微な情報を送信するときは暗号化すること。

(郵便等利用時の遵守事項)

第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人 で確認すること。

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

- 第7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること。
- 2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用する OS やソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと。

(情報の持ち出し管理)

第8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しする ことを禁止すること。

(契約満了時のデータ消去)

第9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は 完全に消去の上、消去証明書を提出すること。

(準拠法・裁判管轄)

第 10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が 適用される場所にあること。

(契約満了時のアカウント削除)

第 11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること。

(サービスの設定)

第 12 発注者又は受注者が公開設定のあるサービスを利用する場合、適切に設定されているか確認すること。